

10.16 廃棄物等

10.16 廃棄物等

造成等の工事及び施設の稼働に伴い、廃棄物等の影響が考えられるため、産業廃棄物、事業系一般廃棄物、雨水及び処理水について予測、評価を行った。

10.16.1 予測

(1) 造成等の工事に伴う影響

① 予測内容

予測項目は、廃棄物の種類及び種類ごとの排出量、廃棄物の排出抑制の状況とした。

② 予測方法

造成等の工事に伴う廃棄物の予測手順は図10.16-1に示すとおりである。

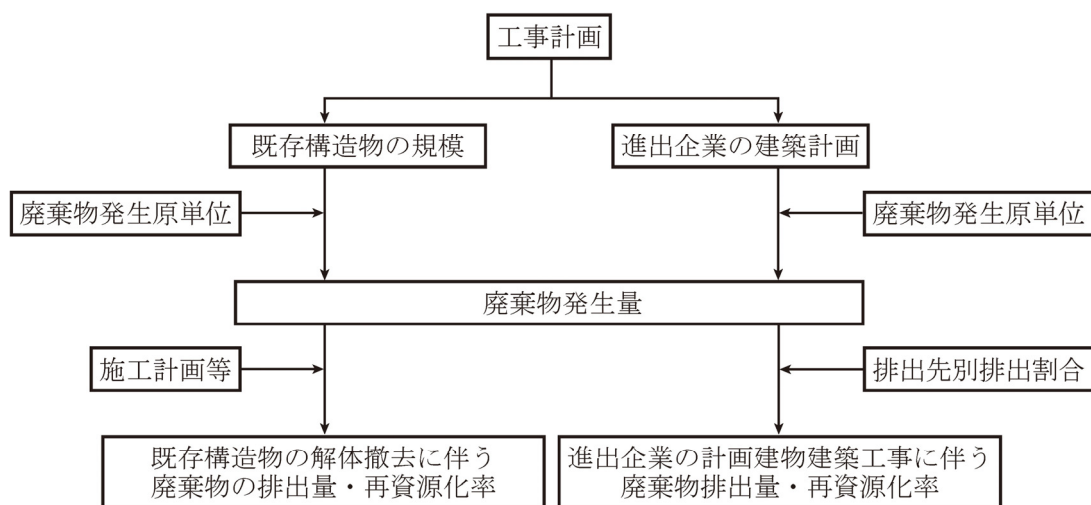


図10.16-1 造成等の工事に伴う廃棄物の影響の予測手順

③ 予測地域・地点

予測地域・地点は、計画区域内とした。

④ 予測時期等

予測時期は、工事期間中とした。

⑤予測条件

ア. 既存構造物の撤去に伴う廃棄物

計画区域内において撤去が必要となる既存構造物等の概要は表 10.16-1 に示すとおりである。

計画区域内には多数の野球グラウンドがあり防球ネット等の構造物が存在するが、それらは現在使用している団体により撤去予定であるため、廃棄物量からは除外した。

表 10.16-1 既存構造物等の概要

項目	規模	備考
既設排水路等	約 300m	側溝等
アスファルト舗装	約 12,000 m ²	アスファルト舗装厚：5cm
既設構造物（延長）	約 1,100m	フェンス、ガードレール、縁石等
既設構造物（箇所）	31 箇所	車止め、小型標識、集水桝等
既設住居数	23 戸	現地踏査より算出
日高市の一戸建ての平均延べ面積	120 m ²	「平成 25 年住宅・土地統計調査」の埼玉県日高市の 1 住戸あたりの平均延べ面積

イ. 樹木伐採に伴う廃棄物

計画区域内に分布し、伐採の対象となる樹木の概要は表 10.16-2 に示すとおりである。

なお、伐採対象となる樹木の面積は高木のみを対象とした。

表 10.16-2 伐採対象となる樹木の面積等

項目	面積	樹高	地上部現存量原単位*
シラカシ群落	0.16ha	13m	145t/ha
ヌルデ群落	0.05ha	5m	9t/ha
苗圃	0.61ha	5m	15t/ha

※：「10.9 植物」の植生の状況の現地調査結果と「自然環境保全調査報告書（第1回緑の国勢調査）」（昭和52年、環境庁）の現存量算定基準より設定した。

ウ. 建築工事に伴う廃棄物

計画建物の規模は表 10.16-3 に示すとおりであり、本事業における進出企業の業種は未定であることから、計画区域において想定される容積率から最大の延べ面積を設定した。

建築工事に伴う廃棄物の種類及び処理方法は、表 10.16-4 に示すとおりである。

また、これらの計画建物の建築にあたり発生する産業廃棄物の発生原単位は表 10.16-5 に、分別廃棄物の種類別・処理方法別の排出割合は表 10.16-6 に示すとおりである。

表 10.16-3 計画建物の規模

進出予定業種	規模 (敷地面積)	容積率	進出企業計画建物の想定最大延べ面積
	①	②	③ = ① × ② / 100
製造業（工場） 流通業	217,150 m ²	200%	434,300 m ²

注) 敷地面積は各建築物の合計を示す。

表 10.16-4 建設工事に伴う廃棄物の種類及び処理方法と原単位の区分

廃棄物の種類	処理方法		原単位の区分	
	場内利用	裏込材・埋戻材で利用	発生原単位	—
分別廃棄物 ・コンクリート塊 ・アスファルト、コンクリート塊 ・廃プラスチック ・木くず ・石膏ボード ・金属くず ・紙くず	専ら物 ^{※2} の売却等	専ら物、有価物等を回収・再生業者へ直接引き渡す		
	再資源化施設 ^{※3} への排出	—		
	中間処理施設 ^{※4} への排出	分別・単品で処理を委託		
	最終処分場への排出	分別・単品で埋立処分		
	中間処理施設への排出	混合廃棄物として処理を委託	混合廃棄物原単位	
最終処分場への排出	混合廃棄物のまま埋立処分			
混合廃棄物 ^{※1}	中間処理施設への排出	混合廃棄物として処理を委託	混合廃棄物原単位	混合廃棄物
	最終処分場への排出	混合廃棄物のまま埋立処分		

※1：コンクリート塊や廃プラスチック類、木くず等の廃棄物が分別されずに混在している廃棄物。

※2：専ら再生利用となる紙くず、くず鉄（古銅等を含む）、あきびん類、古繊維。

※3：建設副産物を資材として再生する施設（混合廃棄物の処理は行わない）。

※4：分別、減容、無害化、安定化等の処理をする施設。

出典：「建築系混合廃棄物の原単位調査報告書」

（平成24年11月、（社）日本建設業連合会 環境委員会 建築副産物専門部会）

表 10.16-5 用途・規模別の原単位

用途	規模 (延べ床面積)	発生原単位	総排出原単位	混合廃棄物の発生原単位
製造業（工場）	10,000 m ² 以上	18kg/m ²	18kg/m ²	2kg/m ²

出典：「建築系混合廃棄物の原単位調査報告書」

（平成24年11月、（社）日本建設業連合会 環境委員会 建築副産物専門部会）

表 10.16-6 品目別・処理方法別の排出割合

単位:%

種類	処理方法	再資源化			中間処理		合計
		場内外利用	専ら物売却	再資源化施設	中間処理施設	最終処分場	
分類廃棄物	コンクリート塊	0.0	0.0	15.1	24.6	0.0	39.7
	アスファルト・コンクリート塊	0.0	0.0	5.3	3.5	0.0	8.8
	廃プラスチック類	0.0	0.0	1.8	8.7	0.0	10.4
	木くず	0.0	0.0	9.4	6.7	0.0	16.1
	石膏ボード	0.0	0.0	7.6	3.2	0.0	10.8
	金属くず	0.0	7.8	0.0	0.7	0.0	8.6
	紙くず	0.0	2.7	0.1	2.8	0.0	5.6
	合計	0.0	10.6	39.3	50.1	0.0	100.0
混合廃棄物	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	

注1) 分別廃棄物の割合は、下記資料の「表-10 品目別排出施設・排出量」の平成22年の結果より設定した。

注2) 混合廃棄物の割合は、同資料の記載に基づき設定した。

注3) 端数処理の関係上、合計と内訳が一致しない場合がある。

出典：「建築系混合廃棄物の原単位調査報告書」

（平成24年11月、（社）日本建設業連合会 環境委員会 建築副産物専門部会）

⑥予測結果

ア. 既存構造物の撤去に伴う廃棄物

既存構造物の撤去に伴う廃棄物の種類及び排出量は、表 10.16-7 に示すとおりである。既存構造物の撤去に伴う廃棄物の総排出量は 3,463 t、再資源化量は 3,191t と予測する。最も発生量の多かった廃棄物はアスファルト・コンクリート塊であり 1,491 t であった。

これらの産業廃棄物は、原則分別廃棄を行うことから、既設住居の撤去に伴う混合廃棄物以外は全て再資源化できると予測し、混合廃棄物については、中間処理施設に委託し適正に処理されると予測する。

表 10.16-7 既存構造物の撤去に伴う廃棄物の種類及び排出量

区分	廃棄物の種類	廃棄物発生量	再資源化量	再資源化率	中間処分量
既設排水路等	コンクリート塊	122 t	122 t	100.0%	0t
アスファルト舗装	アスファルト・ コンクリート塊	1,491 t	1,491 t	100.0%	0t
既設構造物(延長)	コンクリート塊	102 t	102 t	100.0%	0t
	金属くず	10 t	10 t	100.0%	0t
既設構造物(箇所)	コンクリート塊	3 t	3 t	100.0%	0t
	金属くず	1 t	1 t	100.0%	0t
既設住居	コンクリート塊	575 t	575 t	100.0%	0t
	金属くず	20 t	20 t	100.0%	0t
	可燃物	272 t	0 t	0.0%	272t
	計	867 t	595 t	68.6%	0t
合計		3,463 t	3,191t	92.1%	272t

イ. 樹木伐採に伴う廃棄物

樹木伐採に伴う廃棄物発生量は表 10.16-8 に示すとおりであり、43.7t 発生すると予測する。

表 10.16-8 樹木伐採に伴う廃棄物の種類及び排出量

項目	対象樹木 伐採面積 ①	地上部現存量 原単位 ②	地上部 現存量 ③=①×②	地下部 現存量* ④=③/3	廃棄物 発生量 ⑤=③+④
シラカシ 群落	0.16ha	145t/ha	23.2t	7.73t	30.9t
ヌルデ 群落	0.05ha	9t/ha	0.45t	0.15t	0.6t
苗圃	0.61ha	15t/ha	9.15t	3.05t	12.2t
合計	0.82ha	—	32.8t	10.9t	43.7t

※：「森林・林業百科事典」（平成13年、日本林業技術協会）によると、地下部現存量は一般的に地上部現存量の1/3～1/4であるとされていることから、ここでは地下部の現存量/地上部の現存量=1/3とした。

ウ. 建設工事に伴う廃棄物

建設工事に伴う廃棄物発生量及び廃棄物排出抑制の状況の予測結果は、表 10.16-9 に示すとおりである。

建設工事に伴う廃棄物総発生量は 7,817.4t、そのうち分別可能な廃棄物の発生量は 6,948.8t、混合廃棄物は 868.6t と予測した。

全体の資源化量は 3,460.5t、再資源化率は 44.3%であった。また、分別可能な廃棄物の資源化率は 49.8%、混合廃棄物は 0.0%であった。

表 10.16-9 建設工事に伴う廃棄物発生量等の予測結果

廃棄物の種類	発生量 (t)	再資源化量(t)				中間処理量(t)		再資源化率※ (%)
		場内外 利用	専ら物 売却	再資源化 施設	計	中間処理 施設	最終 処分場	
コンクリート塊	2,758.7	0.0	0.0	1,049.3	1,049.3	1,709.4	0.0	38.0
アスファルト・ コンクリート塊	611.5	0.0	0.0	368.3	368.3	243.2	0.0	60.2
廃プラスチック類	729.6	0.0	0.0	125.1	125.1	604.5	0.0	17.1
木くず	1,118.8	0.0	0.0	653.2	653.2	465.6	0.0	58.4
石膏ボード	750.5	0.0	0.0	528.1	528.1	222.4	0.0	70.4
金属くず	590.6	0.0	542.0	0.0	542.0	48.6	0.0	91.8
紙くず	389.1	0.0	187.6	6.9	194.5	194.6	0.0	50.0
計	6,948.8	0.0	729.6	2,730.9	3,460.5	3,488.3	0.0	49.8
混合廃棄物	868.6	0.0	0.0	0.0	0.0	868.6	0.0	0.0
合計	7,817.4	0.0	729.6	2,730.9	3,460.5	4,356.9	0.0	44.3

※：中間処理施設における再資源化の割合が不明なため、再資源化率の予測結果には中間処理施設を経由する再資源化量は反映していない。

(2) 施設の稼働に伴う影響

① 予測内容

ア. 廃棄物等の状況

廃棄物の種類及び種類ごとの排出量の状況とした。

イ. 事業系一般廃棄物

事業系一般廃棄物の種類及び種類ごとの排出量の状況とした。

ウ. 雨水及び処理水の状況

水の使用量及び雨水・処理水等の再利用の状況とした。

② 予測方法

ア. 産業廃棄物等、事業系一般廃棄物の状況

予測手順は、図 10.16-2 に示すとおりである。

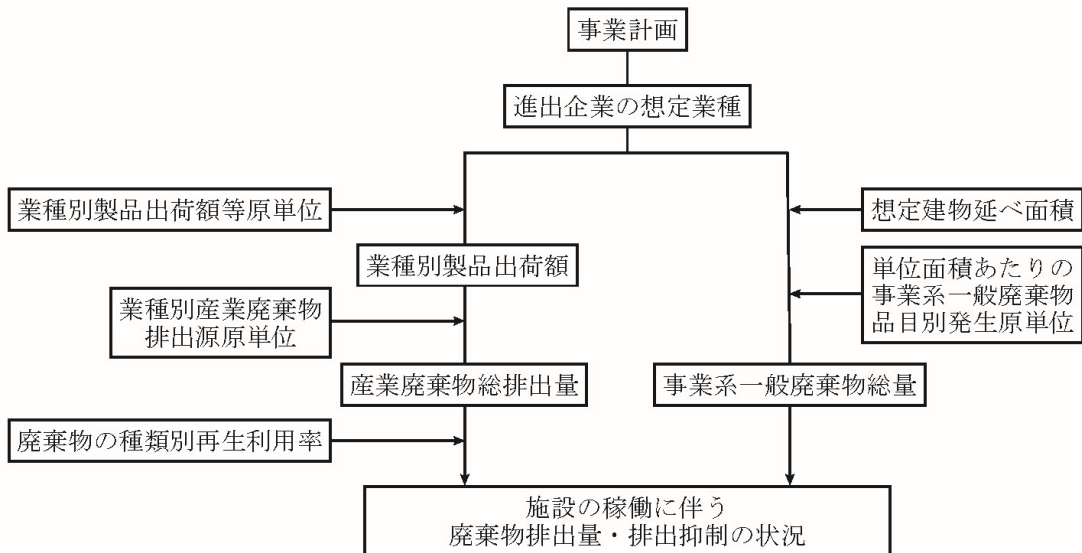


図10.16-2 施設の稼働に伴う影響の予測手順

イ. 雨水及び処理水の状況

給水計画や雨水の処理・再使用計画、排水の処理計画等の事業計画を整理し、定性的に予測した。

③ 予測地域・地点

予測地域・地点は、計画区域内とした。

④ 予測時期等

予測時期は、進出企業が定常状態となる時期とした。

⑤予測条件

ア. 産業廃棄物等の状況

進出予定業種は未定であることから、計画区域に進出可能な業種のうち、廃棄物排出量が最も多くなる「食料品製造業」を選定した。食料品製造業の業種別製造品出荷額は表 10.16-10 に示すとおりであり、業種別製造品出荷額は、各区画の敷地面積に業種別の出荷額等原単位「平成 26 年工業統計表（用地・用水編）」（平成 28 年 4 月、経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室）を乗じて算出した。

また、業種別・種類別産業廃棄物原単位は表 10.16-11 に、廃棄物の種類別処理方法別割合は表 10.16-12 に示すとおりである。

表 10.16-10 業種別製造品出荷額

業種	業種別製造品 出荷額等原単位 (百万円/ha)	本事業の敷地面積 (ha)	業種別製造品 出荷額 (十億円)
食料品製造業	2130.4	約 21.7	46.23

出典：「平成 26 年工業統計表（用地・用水編）」
（平成 28 年 4 月、経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室）

表 10.16-11 業種別・種類別産業廃棄物原単位

単位：t/十億円

種類 業種	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	動植物性残渣	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	鉱さい	がれき類	ばいじん
	食料品製造業	1.53	271.47	2.76	4.71	1.98	13.03	80.54	1.58	0.03	11.48	1.74	12.80	0.96

出典：「平成 30 年度事業産業廃棄物排出・処理状況調査報告書 平成 28 年度実績」
（平成 31 年 3 月、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課）

表 10.16-12 廃棄物の種類別・処理方法別割合

単位：%

種類 業種	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	動植物性残渣	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	鉱さい	がれき類	ばいじん
	再生利用率	69	7	38	27	19	59	68	76	60	92	71	90	97
減量化率	9	92	60	70	77	25	30	21	20	6	12	4	1	16
最終処分率	22	1	2	3	4	16	2	2	19	2	16	6	2	10

出典：「平成 30 年度事業産業廃棄物排出・処理状況調査報告書 平成 28 年度実績」
（平成 31 年 3 月、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課）

イ. 事業系一般廃棄物の状況

進出予定業種は未定であることから、計画区域に進出可能な業種のうち、廃棄物排出量が最も多くなる「運輸・倉庫業」を選定した。

運輸・倉庫業から発生する事業系一般廃棄物の原単位は表 10.16-13 に、本事業における建物延べ面積は表 10.16-14 に示すとおりである。予測にあたっては、施設用途ごとの延べ面積に、これら単位面積あたりの事業系一般廃棄物品目別発生原単位を乗ずることで発生量を算出した。

表 10.16-13 単位面積あたりの事業系一般廃棄物品目別発生原単位

業種	種類	発生原単位(g/m ² ・日)			
		紙くず ^{※1}	厨芥	繊維くず	その他 ^{※2}
運輸・倉庫業		12.8	2.3	0.8	2.6

※1：紙くず：新聞紙、雑誌、書籍、段ボール、容器包装類、OA 用紙等

※2：その他：木くず、その他可燃物

出典：「事業系一般廃棄物性状調査（その 8）」（平成 5 年度 東京都清掃研究所研究報告、杉山ら）
 「平成 11 年度排出源等ごみ性状調査」東京都環境科学研究所年報（廃棄物研究室）（平成 12 年、及川ら）

表 10.16-14 本事業における建物使用用途別延べ面積

業種	延べ面積 (m ²)
運輸・倉庫業	約 116,000

注) 業種及び延べ面積は想定である。

⑥予測結果

ア. 産業廃棄物等の状況

施設の稼働に伴う産業廃棄物の排出量は表 10.16-15 に示すとおりであり、総排出量は 19,251.7t/年、再生利用率は 28.7%と予測する。

表 10.16-15 種類別・処理方法別排出量

廃棄物の種類	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	動植物性残渣	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	鉱さい	がれき類	ばいじん	計
再生利用量 (t)	48.8	878.5	48.5	58.8	17.4	355.4	2,531.9	55.5	0.8	488.3	57.1	532.6	43.0	415.4	5,516.8
再生利用率 (%)	69.0	7.0	38.0	27.0	19.0	59.0	68.0	76.8	60.6	92.0	71.7	90.0	97.0	73.7	28.7
減量化量 (t)	6.4	11,546.1	76.6	152.4	70.5	150.6	1,117.0	15.3	0.3	31.8	9.7	23.7	0.4	91.1	13,291.8
最終処分量 (t)	15.6	125.5	2.6	6.5	3.7	96.4	74.5	1.5	0.3	10.6	12.9	35.5	0.9	56.9	443.2
総排出量 (t)	70.7	12,550.1	127.6	202.5	91.5	602.4	3,723.4	72.3	1.4	530.7	79.6	591.7	44.4	563.4	19,251.7

出典：「平成 30 年度事業産業廃棄物排出・処理状況調査報告書 平成 28 年度実績」
(平成 31 年 3 月、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課)

イ. 事業系一般廃棄物の状況

供用時に発生する事業系一般廃棄物の種類及び量は、表 10.16-16 に示すとおりであり、紙くず、厨芥、繊維くず等合計約 2,147kg/日と予測する。

表 10.16-16 事業系一般廃棄物の種類及び量

業種	種類	発生原単位 (g/(m ² ・日))	延べ面積 (m ²)	発生量 (kg/日)
運輸・倉庫業	紙くず ^{※1}	12.8	89,950	約 1,485
	厨芥	2.3		約 267
	繊維くず ^{※2}	0.8		約 93
	その他 ^{※2}	2.6		約 302
	合計	—		—

※1：紙くず：新聞紙、雑誌、書籍、段ボール、容器包装類、OA 用紙等

※2：その他：木くず、その他可燃物

ウ. 雨水及び処理水の状況

本事業の施設の稼働に伴う処理水は、「下水道法」に基づいた基準で公共下水道に放流する計画である。

また、計画区域内に降った雨水は、調整池に一旦貯留し、放流量を調整しながら本事業と並行して日高市が整備を予定している小畔川第 7 号雨水幹線に接続し、小畔川に放流する計画である。

進出企業に対しては、雨水及び処理水の再利用促進に努めるよう要請していく。

10.16.2 評価

(1) 造成等の工事に伴う産業廃棄物の影響

① 評価方法

ア. 回避・低減の観点

造成等の工事に伴う産業廃棄物の影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避または低減が図られているかどうかを明らかにした。

イ. 基準、目標等との整合の観点

整合を図るべき基準等は、表 10.16-17 に示すとおりであり、基準等と予測結果との比較を行い、整合が図られているかどうかを明らかにした。

表 10.16-17 整合を図るべき基準等

項目	整合を図るべき基準等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年、法律第 137 号）	<p>・事業者の責務</p> <p>第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。</p> <p>2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。</p> <p>3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。</p>
建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律（平成 12 年、法律第 104 号）	<p>・建設業を営む者の責務</p> <p>第五条 建設業を営む者は、建築物等の設計及びこれに用いる建設資材の選択、建設工事の施工方法等を工夫することにより、建設資材廃棄物の発生を抑制するとともに、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を低減するよう努めなければならない。</p> <p>2 建設業を営む者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材（建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を使用した建設資材を含む。次条及び第四十一条において同じ。）を使用するよう努めなければならない。</p>
資源の有効利用の促進に関する法律（平成 3 年、法律第 48 号）	<p>・事業者等の責務</p> <p>第四条 工場若しくは事業場（建設工事に係るものを含む。以下同じ。）において事業を行う者及び物品の販売の事業を行う者（以下「事業者」という。）又は建設工事の発注者は、その事業又はその建設工事の発注を行うに際して原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源及び再生部品を利用するよう努めなければならない。</p> <p>2 事業者又は建設工事の発注者は、その事業に係る製品が長期間使用されることを促進するよう努めるとともに、その事業に係る製品が一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された後その全部若しくは一部を再生資源若しくは再生部品として利用することを促進し、又はその事業若しくはその建設工事に係る副産物の全部若しくは一部を再生資源として利用することを促進するよう努めなければならない。</p>

②評価結果

ア.回避・低減の観点

本事業では、造成等の工事に伴う建設副産物の排出が予測されるが、表 10.16-18 に示す環境保全措置を講じることによって、周辺環境への影響低減に努める。

このことから、造成等の工事に伴う廃棄物の発生は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。

表 10.16-18 造成等の工事に対する環境保全措置

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置	措置の区分	実施主体
造成等の工事	廃棄物の排出	発生抑制	既存構造物の撤去に伴い発生する廃棄物は、分別を徹底するとともに再資源化及び再利用の促進を図る。	低減	事業者
			建築工事に伴い発生する廃棄物は、工事手法等の工夫による排出抑制、分別の徹底、リサイクルの推進等を要請する。		

イ.基準、目標等との整合の観点

既存構造物の撤去に伴う廃棄物の総排出量は 3,463t、再資源化率は 92.1%と予測した。

樹木の伐採に伴う廃棄物については、中間処理施設への搬入及び専門業者に委託し適切に処理する予定である。

進出企業の建設工事に伴う廃棄物の総発生量は 7,817.4t、再資源化率は 44.3%と予測した。

また、造成等の工事に伴う廃棄物については、分別を徹底するとともに、再利用・再資源化の促進を図り、再利用できない廃棄物に関しては適切に処理する。

以上のことから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年、法律第 137 号）、建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律（平成 12 年、法律第 104 号）、資源の有効利用の促進に関する法律（平成 3 年、法律第 48 号）の事業者及び建設業を営む者の責務等、整合を図るべき基準と整合が図られているものと評価する。

(2) 施設の稼働に伴う産業廃棄物の影響

① 評価方法

ア. 回避・低減の観点

施設の稼働に伴う産業廃棄物の影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避または低減が図られているかどうかを明らかにした。

イ. 基準、目標等との整合の観点

整合を図るべき基準等は、表 10.16-17 に示したとおりであり、基準等と予測結果との比較を行い、整合が図られているかどうかを明らかにした。

② 評価結果

ア. 回避・低減の観点

施設の稼働に伴う産業廃棄物の排出が予測されるが、表 10.16-19 に示す環境保全措置を講じることによって、周辺環境への影響低減に努める。

このことから、施設の稼働に伴う産業廃棄物の発生は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。

表 10.16-19 施設の稼働に対する環境保全措置

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置	措置の区分	実施主体
施設の稼働	産業廃棄物の排出	発生抑制	・進出企業に対して、排出抑制や分別、リサイクルの推進等の適正な処理に努めるよう要請する。	低減	事業者

イ. 基準、目標等との整合の観点

施設の稼働に伴う産業廃棄物の総排出量は 19,251.7t、再資源化率は 28.7%と予測した。

施設の稼働に伴う廃棄物については、分別を徹底するとともに、再利用・再資源化の促進を図るとともに、再利用できない廃棄物に関しては適切に処理するよう指導していく。

以上のことから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年、法律第 137 号）、資源の有効利用の促進に関する法律（平成 3 年、法律第 48 号）の事業者及び建設業を営む者の責務等、整合を図るべき基準と整合が図られているものと評価する。

(3) 施設の稼働に伴う事業系一般廃棄物の影響

① 評価方法

ア. 回避・低減の観点

施設の稼働に伴う事業系一般廃棄物の影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避または低減が図られているかどうかを明らかにした。

イ. 基準、目標等との整合の観点

整合を図るべき基準等は、表 10.16-17 に示したとおりであり、基準等と予測結果との比較を行い、整合が図られているかどうかを明らかにした。

② 評価結果

ア. 回避・低減の観点

施設の稼働に伴う事業系一般廃棄物の排出が予測されるが、表 10.16-20 に示す環境保全措置を講じることによって、周辺環境への影響低減に努める。

このことから、施設の稼働に伴う事業系一般廃棄物の発生は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。

表 10.16-20 施設の稼働に対する環境保全措置

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置	措置の区分	実施主体
施設の稼働	廃棄物の排出	発生抑制	・進出企業に対して、排出抑制や分別、リサイクルの推進等の適正な処理に努めるよう要請する。	低減	事業者

イ. 基準、目標等との整合の観点

施設の稼働に伴う事業系一般廃棄物の総排出量は、約 2,147kg/日と予測した。

施設の稼働に伴う廃棄物については、分別保管、分別排出を図るほか、処理にあたっては、日高市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者等に委託し、適正に処理される予定である。

以上のことから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年、法律第 137 号）、資源の有効利用の促進に関する法律（平成 3 年、法律第 48 号）の事業者及び建設業を営む者の責務等、整合を図るべき基準と整合が図られているものと評価する。

(4) 施設の稼働に伴う雨水及び処理水の影響

①評価方法

ア. 回避・低減の観点

施設の稼働に伴う雨水及び処理水の影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避または低減が図られているかどうかを明らかにした。

イ. 基準、目標等との整合の観点

整合を図るべき基準等は、表 10.16-21 に示すとおりであり、基準等と予測結果との比較を行い、整合が図られているかどうかを明らかにした。

表 10.16-21 整合を図るべき基準等

項目	整合を図るべき基準等
造成等の工事に伴う雨水及び処理水の影響	<p>【埼玉県環境基本計画（改訂版）（平成 29 年 3 月、埼玉県）】</p> <p>(1) 健全な水循環の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 健全な水循環の推進に関する取組や連携の推進 流域の健全な水循環を維持又は回復するため、貯留・かん養機能の維持向上、水の適正かつ有効な利用を、国及び市町村、事業者、県民と連携し、総合的に推進します。 雨水利用の推進 雨水の貯留及び雑用水への利用を推進することにより、水資源の有効利用を図るとともに、河川などへの雨水の集中的な流出を抑制します。

②評価結果

ア. 回避・低減の観点

施設の稼働に伴い汚水排水の発生が考えられるが、公共下水道に接続し放流する計画である。

また、雨水については表 10.16-22 に示すとおり、各進出企業に対して雨水の再生利用促進及び有効利用に積極的に取り組むよう指導する。

このことから、施設の稼働に伴う雨水及び処理水の排出は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。

表 10.16-22 施設の稼働に対する環境保全措置

影響要因	影響	環境保全措置	措置の区分	実施主体
施設の稼働	雨水及び処理水の排出	・進出企業に対して、処理水の排出抑制、雨水の再生利用促進及び有効利用等に努めるよう指導する。	低減	事業者 (進出企業)

イ. 基準、目標等との整合の観点

施設の稼働に伴い汚水排水の発生が考えられるが、公共下水道に接続し放流する計画である。

また、雨水については表 10.16-22 に示したとおり、進出企業に対して雨水の再生利用促進及び有効利用に積極的に取り組むよう指導する。

このことから、「埼玉県環境基本計画（改訂版）（平成 29 年 3 月、埼玉県）」の施策と整合が図られているものと評価する。

